

平成26年 第1回
教育委員会臨時会会議録

平成26年1月28日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2390号

平成26年第1回臨時会

日 時 平成26年1月28日(火) 午後3時00分 開会
場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委員長職務代理者	綱 川 智 久
	委 員	永 山 幸 江
	委 員	澤 孝 一 郎
	教 育 長	小 池 眞 喜 夫

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	安 田 雅 俊
	庶 務 課 長	奥 野 佳 宏
	教育政策担当課長	山 本 睦 美
	学 務 課 長	佐 藤 雅 志
	学校施設担当課長	大久保 光 正
	生涯学習推進課長	白 井 隆 司
	国体推進担当課長	
	図書・文化財課長	前 田 憲 一
	指 導 室 長	平 田 英 司

「書 記」	庶 務 課 庶 務 係	鈴 木 さよ子
-------	-------------	---------

「議題等」

日程第1 会議録の承認

- 第2377号 第12回臨時会(平成25年6月25日開催)
- 第2378号 第7回定例会(平成25年7月9日開催)
- 第2379号 第13回臨時会(平成25年7月23日開催)
- 第2380号 第8回定例会(平成25年8月6日開催)
- 第2381号 第14回臨時会(平成25年8月21日開催)
- 第2382号 第9回定例会(平成25年9月10日開催)
- 第2383号 第10回定例会(平成25年10月2日開催)

日程第2 審議事項

- 議案第5号 港区教育ビジョン策定方針(案)について
- 議案第6号 港区立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第7号 港区立校外学園条例の一部を改正する条例について

議案第8号 港区社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 教育長報告事項

- 1 平成26年度第1回港区奨学生の選考結果について
- 2 生涯学習推進課の2月事業予定について
- 3 田町駅東口北地区公共公益施設の工期延長に伴う港区スポーツセンターの開設次期の変更に
ついて
- 4 港区立図書館基本計画の見直しに伴うアンケートの実施について
- 5 図書館・郷土資料館の2月行事予定について
- 6 2月指導室事業予定について
- 7 平成25年度卒業式・修了式「お祝いの言葉」について

「開 会」

○小島委員長 皆さんこんにちは。ただいまから平成26年第1回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

それでは日程に入ります。

(午後3時00分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は永山委員にお願いいたします。

日程第1 会議録の承認

第2377号 第12回臨時会（平成25年6月25日開催）

第2378号 第7回定例会（平成25年7月9日開催）

第2379号 第13回臨時会（平成25年7月23日開催）

第2380号 第8回定例会（平成25年8月6日開催）

第2381号 第14回臨時会（平成25年8月21日開催）

第2382号 第9回定例会（平成25年9月10日開催）

第2383号 第10回定例会（平成25年10月2日開催）

○小島委員長 日程第1、会議録の承認に入ります。

平成25年6月25日開催の第2377号、第12回臨時会、同年7月9日開催の第2378号、第7回定例会、同年7月23日開催の第2379号、第13回臨時会、同年8月6日開催の第2380号、第8回定例会、同年8月21日開催の第2381号、第14回臨時会、同年9月10日開催の第2382号、第9回定例会、同年10月2日開催の第2383号、第10回定例会の会議録につきまして、承認ということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、それぞれ承認することに決定いたしました。

日程第2 審議事項

議案第5号 港区教育ビジョン策定方針（案）について

○小島委員長 続きまして、日程第2、審議事項に入ります。

初めに議案第5号「港区教育ビジョン策定方針（案）について」。教育政策担当課長、説明をお願いします。

○教育政策担当課長 それでは議案第5号「港区教育ビジョン策定方針（案）について」ご説明いたします。議案資料ナンバー1の2枚目のA3の資料をご覧ください。

「港区教育ビジョン」の策定につきましては平成25年10月22日の第19回教育委員会臨時会でご審議いただきました。「港区教育ビジョン」については港区教育委員会各計画の体系整理の中

で、港区教育委員会が目指す姿、目標設定、目標達成に向けた取り組みの方向性を示すことにより、誰が見ても分かりやすい港区の教育の全体像を示すものをご説明してまいりました。本日はこの教育ビジョンの策定に際しての方針についてご説明いたします。

社会状況の急速な変動に伴い、教育行政を取り巻く環境もまた変化しております。国等の状況としましては、平成25年6月に閣議決定されました「第2期教育振興基本計画」において「自立・協働・創造モデルとしての生涯学習社会の構築」を掲げ、「社会を生き抜く力の養成」など生涯の各段階を貫く教育の方向性を打ち出しております。また「子ども・子育て支援新制度」の構築により、質の高い幼児教育・保育を総合的に推進するための条件整備を図るとし、「いじめ防止対策推進法」の施行や平成25年12月に示された「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」では、小・中学校の学習指導要領を平成28年度には全面改訂し、平成32年度からの全面实施を目指しております。

このようなさまざまな国等の動向に的確に対応しつつ、港区の教育をより一層充実させることが課題となっております。

一方、区においては年少人口を含めた人口の増加傾向は続いており、さらにアジアヘッドクォーター特区の実施や2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催等、さまざまな環境の変化が将来的に予想されております。

また区役所・支所改革の進展により、各総合支所の地域事業や学校と地域との連携等が進み、学校教育や生涯学習に関する取り組みが教育委員会の枠を超え幅広く展開されるようになってきております。

「教育ビジョン策定の基本的な考え方」をご覧ください。まず「(1) 教育ビジョンの必要性」です。

教育委員会ではこれまで教育目標及び基本方針を定め、「港区教育振興プラン」を策定し、学校教育及び生涯学習の充実・向上に取り組んでまいりました。

しかし先に述べましたような社会の激しい変化や多様化に対応し、一人ひとりの能力を最大限伸ばしていくためには、学校教育と生涯学習を貫く教育の方向性をより一層明確にし、円滑な接続を進めていく必要があります。

さらに、教育委員会の枠にとらわれず総合支所を初めとする区長部局との連携を強化するとともに、学校、家庭や地域等の総合力を発揮し、誰もが教育の担い手として「教育の港区」の実現に向け取り組むために、港区が目指すべき教育の基本理念を示す「教育ビジョン」を策定する必要があります。

次に「(2) 教育ビジョン策定の方向性」です。

これまで取り組んでまいりました教育施策や事業の成果、国や区における課題等を踏まえ、今後10年間の将来を予測して策定してまいります。

人権教育や学力の向上、健全な心と体の育成など「徳」「知」「体」を育む学びを通して、子どもたちが安全にみずから学ぶ質の高い魅力ある学校教育を推進してまいります。

また、みずから学ぶ姿勢とコミュニケーション能力を初めとした社会を生き抜く力の育成や、社会に貢献する力の育成、国際感覚や情報活用能力の向上など、社会の変化に対応して生き抜く力を育む学びを推進してまいります。

さらに、年齢や心身の状況にかかわらず生涯にわたって学び、スポーツに親しむ学習機会の充実や体制の整備に取り組むとともに、その学習成果を社会に還元する「学びの循環」の仕組みを充実させてまいります。また、2020年オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、スポーツ文化の発展に積極的に取り組んでまいります。

最後に、港区教育ビジョンは行政や学校だけでなく、区民を初めとした地域で活動するさまざまな人々と共有し、社会全体で支え合う教育を推進するものです。策定に当たっては幅広い意見を取り入れるとともに、誰にでも分かりやすいビジョンとしてまいります。

以上が策定に当たっての方向性です。

次に2ページ目をご覧ください。「(3) 分野別推進計画の策定」についてです。

教育ビジョンで掲げた目標に向けて計画的な教育行政を推進するために、平成27年度を始期とする行動計画として新たに「港区学校教育推進計画」を策定するとともに、「港区生涯学習推進計画」、「港区スポーツ推進計画」、「港区立図書館基本計画」、「港区子ども読書活動推進計画」の各計画を改定いたします。

続きまして3の「策定の前提」についてです。

教育ビジョンの位置づけは、教育基本法第17条第2項に基づく港区の「教育振興基本計画」といたします。港区の基本構想を踏まえた基本理念とし、港区基本計画とも整合するものといたします。さらに各分野別推進計画におきましても、港区基本計画・港区実施計画との調整を図ってまいります。

次に参考資料をご覧ください。

先程ご説明しましたとおり、教育ビジョンの策定に当たってさまざまな視点から幅広いご意見をいただくために、有識者や教育地域関係団体、学校長、公募区民からなる「港区教育ビジョン会議」を設置いたします。

また区長部局との横断的な施策の展開を図るため、「港区教育ビジョン推進本部」を設置いたします。

参考資料の2枚目をご覧ください。

港区教育ビジョン会議及び港区教育ビジョン推進本部に、それぞれ下部組織である分科会、幹事会を設置いたしまして、各分野別推進計画の検討にかかわるものといたします。

A3の資料2ページ目に戻っていただきまして、「区民意見反映のための方策」についてです。

教育ビジョンの策定に当たっては、教育ビジョン会議を設置するほか区政モニターアンケートを2月中旬から実施いたします。この区政モニターアンケートは企画経営部区長室が実施しているアンケート調査で、区政モニターアンケート協力員約600名からご協力いただくアンケート調査となっております。教育全般に関する意識や考え方を調査し、教育ビジョンの策定の参考資料といた

します。

また現在開催されている次期基本計画の区民参画組織である「みなとタウンフォーラム」の子育て・教育・スポーツに関する第5グループの提言等も参考とし、さらに教育ビジョン素案の段階でパブリックコメントの実施もいたします。

最後に「策定スケジュール」です。

本日策定方針についてご審議いただき、ご決定いただいた後、庁議及び区民文教常任委員会に報告してまいります。教育ビジョンの素案の決定は平成26年6月を予定しており、区民意見の募集、反映を経て、平成26年9月に教育ビジョンを決定する予定であります。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの教育政策担当課長の説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

○綱川委員 参考資料1ページ目の「港区教育ビジョン会議等の構成」に、構成委員として教育・地域関係団体4名という表記があり、PTA会長連合会、青少年委員会、スポーツ推進委員、みなとネット各1名と書いてあるのですが、港区教育ビジョンというのは学校教育、スポーツ、社会教育とか全てが入ってこういう構成になっていると思うのです。合計4名ということはPTAからは1名という計算になりますが、学校長は幼・小・中から1名ずつ計3名が委員として入ることになるので、PTA関係からは少なくとも小・中2名の方に入っていた方がいいと思うのですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○教育政策担当課長 現在これはまだ調整中の段階ですが、中学校のPTA連合会長の方に教育ビジョン会議へのご参加をお願いすることを考えております。分野別の推進計画である学校教育推進計画の検討には小学校・中学校のPTA会長それぞれに入ってくださいと予定ではございますが、ビジョン会議の方は1名を予定しております。

○綱川委員 小学校のPTA会長を、分野別には入れて教育ビジョン会議には入れないというのは何か理由があるのでしょうか。小学校を入れないで中学校だけというのも違和感があるのですが、どうなのでしょう。

○教育政策担当課長 小学校の経験もある中学校の方をお願いすることを考えております。また現在、小学校のPTA会長には子ども・子育て会議への参加をお願いしており、子ども・子育て会議は会議の開催が平成26年度も続くということもありまして、あまり多くの会議にお呼びするのも、と考えております。

○澤委員 昨年12月の最後の委員会で原案の原案みたいなものを見せていただいて、それと比較すると各体制・会議の構成とその関係性が非常に分かりやすい説明になってきていて、基本的に結構な内容だと思います。今、綱川委員が言われた構成のメンバーですが、こうやって拝見すると大規模な構成になっていて、色々なところの意見を吸い上げていい教育ビジョンができそうだなと思います。一方、1月に策定のための基本方針を決めて、素案ができるまでに半年ということなので、相当日程的に詰めてやっていただくことになります。教育政策担当課長、大丈夫でしょうか。

○教育政策担当課長 教育ビジョン会議の第1回は3月中に予定しております。委員の皆様方の日程調整等なかなか難しいところもあり、月に1回程度の開催になってしまうかと思っておりますので、意見の集約の仕方や進行の方法等工夫しながら、できるだけ皆様の意見をお聞きし、ビジョンとして構成していくようにしたいと考えております。

○澤委員 練り上げる段階としては各分科会と、それからもう一つ教育ビジョン推進本部というのがあって、その中にさらに部会がありますよね。その部会と分科会は、素案をつくる上でどういう関係になるのでしょうか。分科会で素案をつくって教育ビジョン会議に上げるのですか。部会の方でも当然検討するわけですが、教育ビジョン会議への検討案は港区教育ビジョン推進本部からいくような格好になっているので、分科会というのは何の役割をするのか、体制のそれぞれ役割分担がちょっとはつきりしないのですが。

○教育政策担当課長 各分科会、また部会につきましては、学校教育分科会、生涯学習分科会と書いておりますが、それぞれが各分野別の学校教育推進計画や生涯学習推進計画などの計画の検討を行うと考えております。教育ビジョンの策定の際に分科会を開くということではございません。教育ビジョンの素案ができた段階で、その素案をもとに各推進計画の策定方針を決定いたしまして、その方針をもとに分科会で各計画を検討していくという形になります。

○澤委員 ということは、最初の案は部会がつくるということですか。

○教育政策担当課長 教育ビジョン推進本部の方で検討案というものをつくり、教育ビジョン会議の方に意見を聞くという形になってまいります。分科会、部会は各分野別の計画の検討の際に動く組織と考えております。

○澤委員 教育ビジョンというのは各分科会のテーマにのっかってできるわけですよね。教育ビジョンは全部教育ビジョン推進本部でつくるということなのか、よく分からないのですけれども。

○教育政策担当課長 教育ビジョンでは港区が目指すべき教育や人間像、それからその実現に向けた取り組みの視点と方向性を示してまいります。それを基に行動計画として港区学校教育推進計画や港区生涯学習推進計画等を策定してまいります。

○澤委員 そうすると、分科会というのは、先程具体的に書いてあった分野別推進計画の策定を担うことになるのですか。

○教育政策担当課長 そうです。

○澤委員 大きなビジョンはどこで策定するのですか。

○教育政策担当課長 教育ビジョン推進本部と教育ビジョン会議ということになります。

○澤委員 そうすると、教育ビジョンの決定は6月ですけれども。

○教育政策担当課長 ビジョンの素案の決定が6月です。

○澤委員 素案の決定は6月ですが、各推進計画の決定はまだ期限を書いていないと、そういうことですか。

○教育政策担当課長 素案を受けて策定方針の決定ということになります。これにつきましては、またこちらの教育委員会の方でお諮りしてまいりたいと考えております。

○**教育長** 教育ビジョンは、教育全体を貫く大きな方向性みたいなものを6月に素案として決定し、9月に教育ビジョンとして決定。それを受けて各個別の分野計画である、ここにある五つの部会、分科会をつくるのですが、これ自体は教育ビジョンを受けてから策定作業に入ると思いますので、年度内の翌年3月までにつくる、大ざっぱに言うとそんな流れになります。

あと分科会というのは、区民、あるいは学識経験者に入っていただくものですが、教育ビジョン会議に対応する教育ビジョン推進本部と同じような形で、庁内の検討組織のそれぞれの部会と対応する形でつくって、こことキャッチボールしながら分野別の五つの計画をつくっていくという形になるものです。

○**澤委員** 教育ビジョンをつくるまでのこの半年間機能するのは、教育ビジョン推進本部と教育ビジョン会議ということですか。

○**教育長** 基本的にそうなります。

○**綱川委員** そうしますと、余計分からなくなってきました。資料にある図では各分科会と港区教育ビジョン会議が線で結んでありますが、今のお話ですところは全然関係がなくて、何人かはメンバーの中に入っているようですが、全員が入っているわけではないのですよね。分科会は教育ビジョンができ上がった段階で動き出すということだと、この線でのキャッチボールが多分ないわけですよね。この線は必要なのでしょうか。これだと教育ビジョン会議の方へ分科会で話したことが上がっていくような感じに受け取れます。

○**教育政策担当課長** 各個別の計画の策定の際にも、ビジョン会議の方で示した方向性がきちんと計画に引き継がれるように、ビジョン会議にいるメンバーが分科会の委員として入っていくということです。

○**綱川委員** そうではなくて、いま課長からは分科会の意見を吸い上げていくというようなニュアンスのご発言があったように受けとめたのですが、どうなのでしょう。

○**事務局次長** まず教育ビジョンをつくるにあたって、動いていくのはこの図で言うと右端の縦に書いてある教育ビジョン推進本部幹事会です。ここで下案をつくっていきます。事務局の課長を従えて私の手元でやりますけれども、区長部局の課長も入って、大枠のビジョンを、それはどういうものなのかという説明も含めて、まずはレクチャーしてから文章化します。下案をつくって、教育長のもと教育ビジョン推進本部で完全な原案をつくり、教育ビジョン会議に諮れる時間を十分に確保して、このやりとりの中で教育ビジョン推進本部が責任を持って文章化し、教育委員会にお諮りしてビジョンの素案をご決定いただくというのが6月までのやり方になると思います。この過程で各計画が動いていないと時間的にロスですから、ビジョン会議と推進本部の各部会や各分科会は立ち上げて、6月に教育ビジョン素案が決定すれば、ほぼ港区の教育が向かうべき目標が見えてきますので、具体的な取り組みの論議に分科会が入り、策定作業に部会が入る、こういう具体的なやりとりが始まってきます。

最終的な教育ビジョンの決定は9月です。素案をつくってからパブリックコメントをやったり、具体的な計画をつくっていく中で広く意見を聞くということは当然やっていくわけです。専門的に

各分野の計画について論議していただく方の意見を吸い上げていく過程で、教育ビジョンの素案自体も変質することがあるわけですから、最終決定の場までにやりとりは必要だと思います。

○澤委員 教育ビジョンをつくる主体は教育ビジョン推進本部と教育ビジョン会議で、教育ビジョンに沿った具体的な各分野の計画をつくるのが学校教育部会や生涯学習部会となり、分科会から何か意見があればビジョンをマイナーチェンジする、そう理解してよろしいですか。

○事務局次長 そのとおりです。

○綱川委員 安田次長が以前企画課長をやられていたとき、私も協力をさせていただきましたが、公募区民から「意見を言っても何も変わっていないではないか」と言われたことがありました。図にある教育ビジョン会議と分科会を結ぶこの線は非常に大事で、意見を吸い上げるというイメージに捉えられてしまうと困ります。その辺の説明は区民を公募するときにやっておいたほうが良いと思います。私が座長しているときにもそこで大分困ったことがありました。この委員会はこういう委員会ですよということを明確にしておいたほうが良いと思います。

○永山委員 素晴らしい資料をありがとうございます。いろいろな方に入っていてありがたいのですが、保護者の中にはこの教育ビジョン自体を理解できていない方がたくさんいらっしゃると思います。字が多いと敬遠されてしまうこともありますし、策定の過程というのはすごく重要ですので、保護者が理解しやすい絵つきの資料等があると、素晴らしい計画がもっと生きてくるのではないかと思います。大変とは思いますがよろしくお願いします。

○小島委員長 永山委員のご意見は本当にもっともだと思いますので、よろしくお願いします。

この「港区教育ビジョン及び各推進計画策定体制」の資料の中で、今までのお話だと、右下の港区教育ビジョン推進本部幹事会、ここがまず大事な案を策定して、それを教育ビジョン推進本部に上げる。教育ビジョン推進本部は教育ビジョン会議にそれを流して、教育ビジョン会議はそれに対して意見を述べるということですが、その教育ビジョン推進本部と教育ビジョン会議とのやり取りというのは何回ぐらいやる予定なのでしょう。

○教育政策担当課長 素案確定までに教育ビジョン会議は3回程度と考えておりますので、やりとりとしては2回ということになるかと思います。

○小島委員長 教育ビジョン推進本部幹事会は、次長が幹事長になって教育委員会と区長部局の各課長が集まる会と言われましたが、おおよそ何人ぐらいでやるのですか。

ここで一番リーダーシップをとるのはもちろん幹事長の次長ということになると思いますが、教育ビジョンの一番大まかな素案は教育政策担当課長が中心となってやるわけですね。頭の中で理解するために一つずつ聞いているのですが、教育政策担当課長がある程度案を出して、それを教育ビジョン推進本部で策定してから教育ビジョン会議に検討案として提出し、教育ビジョン会議から意見が出る。教育ビジョン会議は、教育ビジョン推進本部からある程度まとまったものの提出を受けてそれを検討するというかなり大事な役割になる。そういうことですね。

○事務局次長 委員長のおっしゃるとおりで、教育ビジョン推進本部には私が幹事長として教育ビジョン推進本部幹事会の報告をします。次に、本部長である教育長がそれに対して修正の指示なり

論議の進行をして、推進本部としての原案をまとめます。そうした過程で教育ビジョン会議にもお諮りし、意見を聴取します。教育ビジョン推進本部がこれならよしと確信を持てるものができ上がった段階で、教育委員会の場に素案の案というものを諮ることになると思います。

○小島委員長 繰り返すようですが図の右側に各部会がありますね。これは大まかに教育政策担当課長が出したプランに基づいて各課がそれぞれの部会の案を詰めていって、そして教育ビジョン会議の分科会と意見と検討案とを交換し合うということですか。

この図では教育ビジョン会議と教育ビジョン推進本部の間は「検討案」と「意見」の矢印が書いてありますが、分科会と部会との間の矢印は「意見・検討案」となっています。これはどう違うのですか。

○教育政策担当課長 分科会、部会では同時開催や、お互いが検討案を持って意見を言い合うというような形も考えております。もちろん幹事会、庁内体制の会議のみを開くときもありますが、同時開催という形で活発な意見のやりとりを行うことを考えています。

○綱川委員 そうすると、最終的には基本計画をつくるような感じになってくるのでしょうか。教育ビジョン会議にどういう方が入るかについてはこれで大体分かるのですが、分科会についてはこれから検討なさるのでしょうか。分科会の委員の中には教育ビジョン会議には出ない方もいるという話をこの前伺いましたが、分科会で基本計画まで議論するとなると、現場を知っている方に地に足のついた教育ビジョンを作っていただかないと将来的に絵に描いた餅になってしまうという不安があるのですが。

○教育政策担当課長 教育ビジョン会議には入らずに各分科会にのみ参加される方については、現在調整をしている最中ですが、今回は教育ビジョン会議の方針ということで、分科会の内容まではこちらの資料には記載しておりません。学識経験者は教育ビジョン会議に5人入ることになっていますが、分野別計画の方に大体2人ずつ入っていただくことを考えております。そこでは、例えば学校教育では小中学校と幼児教育というようにさらに細分化してその専門の方をお呼びしたり、地域・教育関係団体の方ももう少し増やすことも考えております。

○綱川委員 今までのように上位のものが決まってから下が動き出すということではなくて、今回は同時進行的にやっていくということで、時間が有効に使えてより実行性の高いものになると思います。しかしそのためには、保護者など現場のことをよく知っていて実際に動いてくれる方に入っていただいたほうがいいと思います。学識よりも現場を知っていないと机上の空論になる可能性がありますので、よろしくお願いします。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

A 3の2枚目の左側のページの下に関係図があります。ここには港区基本構想の下に港区基本計画、港区実施計画があって、その左側に港区教育ビジョン、その下に各推進計画が書いてあるのですが、この場合、港区基本構想の中に港区基本計画と港区教育ビジョンという考え方が併存するということになるのですか。

○教育政策担当課長 はい。

○小島委員長 そういうことでよろしいですか。港区基本計画のもとに港区実施計画と個別計画、港区教育ビジョンのもとに港区学校教育推進計画などがいくつか記されていますが、これはお互い何か関連しているのですか。それとも併存ということでしょうか。

○教育政策担当課長 整合性をとってということになります。

○小島委員長 整合性ですね。大分理解できてきました。

○綱川委員 整合性ということでしたら、やはり両方の矢印にしておいたほうがいいかもしれないですね。

○教育政策担当課長 直しておきます。

○綱川委員 よろしくをお願いします。

○小島委員長 この程度でよろしいですか。

それでは採決に入ります。

議案第5号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議ないようですので、議案第5号については原案どおり可決することと決定いたしました。

議案第6号 港区立学校設置条例の一部を改正する条例について

○小島委員長 続きまして、議案第6号「港区立学校設置条例の一部を改正する条例について」。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは「港区立学校設置条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。議案資料ナンバー2をご覧ください。資料は1ページから改正条例案、3ページから新旧対照表、5ページが改正理由という構成になっております。5ページを中心にご説明いたします。

初めに改正理由です。2点ございます。

まず中之町幼稚園に関する改正です。中之町幼稚園の仮園舎への移転に伴い位置を変更するために規定の整備を行います。内容といたしましては、現行の赤坂九丁目3番24号から赤坂中学校に隣接する赤坂九丁目7番8号に位置を変更いたします。

次に朝日中学校区域内での小中一貫教育校の開校に伴う改正です。

小学校の新設・廃止及び中学校の位置変更等を行うため、規定の整備を行います。内容といたしましては、まず新たに白金の丘小学校を設置いたします。位置は港区白金四丁目1番12号です。

次に白金の丘小学校の新設に伴い、三光小学校及び神応小学校を廃止いたします。

次に朝日中学校の、名称を白金の丘中学校に、位置を港区白金四丁目1番12号にそれぞれ変更いたします。

小中一貫教育校の開校は平成27年4月を予定しております。

最後に、条例の施行日は別途教育委員会にお諮りして付則で定める予定としております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

○澤委員 特に内容的な問題ではないのですが、平成27年4月に開校する白金の丘小学校の新設を今回の条例で出すのですか。

○学務課長 時期が比較的早いという印象を受けられたかと思いますが、新設ということになりますので、今後校章・校歌をはじめとしたさまざまな準備をしていく上で、正式な形で条例をきちんと規定していくためにこの時期に改正をしたいと考えております。

○澤委員 分かりました。私もなるべく早くPRして、いい学校づくりの流れができるといいと思います。

それから少し細かな話ですけれども、朝日中学校の位置は変わらないのではないかと思います。変わるのですか。

○学務課長 現在、白金四丁目の朝日中学校の元々の位置から、三光小学校内の仮校舎に移転しており、その際に位置変更しておりますので、元の位置に戻るといことです。

○綱川委員 施行日は規則により決めるということになっていて、別表1と別表2の二つの案件が一つになっています。規則で一つずつ決めるわけですね。

○学務課長 現在の予定でいきますと、中之町幼稚園は平成26年の9月から仮園舎での運営になります。現行の小学校廃止につきましては来年の3月31日、学校の新設と位置変更等は来年の4月1日ということで複数の日付が出てきますが、これは別途規則で定めてまたこの場でお諮りしていきたいと思ひます。

○小島委員長 よろしいですか。

それでは採決いたします。

議案第6号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは議案第6号については原案どおり可決することと決定いたしました。

議案第7号 港区立校外学園条例の一部を改正する条例について

○小島委員長 続きまして、議案第7号「港区立校外学園条例の一部を改正する条例について」。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは「港区立校外学園条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。議案資料ナンバー3をご覧ください。資料は1ページから改正条例案、9ページから新旧対照表、最後の19ページは改正理由という構成になっております。

初めに資料19ページの改正理由をご説明いたします。

小学校の移動教室や夏季学園で使用する校外学園であります箱根ニコニコ校外学園の管理運営に、新たに指定管理者制度を導入するために規定を整備するほか、改正を機に休園日、利用時間、利用日数に係る規定、題名、条例の名称の変更、その他必要な規定の整備を行います。

次に改正する内容です。9ページからの新旧対照表を使って説明をしていきたいと思ひます。

初めに条例の題名ですが、現行の「港区立校外学園条例」から「港区立箱根ニコニコ高原学園条例」に変更いたします。これまでは中学校が利用する校外学園として小諸高原学園があったことから、両方の施設をあらわす校外学園という言葉が条例の題名としておりましたが、既に単独の校外学園となっておりますので今回の改正を機に題名を分かりやすく変更いたします。

次に条文の中で何カ所か出てきます使用料以外の「使用」という表現です。これにつきましては、地方自治法上の用語の使い分けに合わせるため、今回の改正を機に「使用」という表現を「利用」に改めます。

地方自治法では、施設等そのものが持つ機能や特性を含めて使うことは「利用」、特定の目的のために物を使うことを「使用」という形で使い分けしているということです。分かりやすい例としては、地方自治法の第225条では使用料の規定をしておりますが、例えば財産は「使用」、施設は「利用」と、そんな使い分けを地方自治法上しているということで、区としてもさまざまな条例においてこれに合わせているということです。

次に利用の対象にかかわる部分です。第3条の第2項第1号の表現ですが、これにつきましても他の公の施設に関する条例との整合を図りまして、これまでの表現を「区内に住所を有し、または在勤もしくは在学する者で構成する団体」と変更いたします。なお利用の対象を変更するものではございません。

次に施設の休園日等についてです。これまで規則で定めていたり運用で行っていた利用に関するいくつかの事項を、やはり他の公の施設に関する条例との整合を図りまして、条例で規定することといたします。10ページの学園の休園日の部分です。これまで規則で定めておりましたが、条例第4条で規定いたします。

次に施設の利用時間についてですが、これまでは運用で利用開始日の午後2時から利用最終日の午前10時までというようなことで行っておりましたが、これを条例第5条で明確に規定してまいります。

次に、これまで規則で学校以外の団体が利用できる日数の上限を約3日と定めておりましたが、条例の第6条で日数の規定をいたします。

少し飛びまして12ページです。先の教育委員会で指定管理者制度に向けた考え方をご報告いたしました。今後の指定管理者制度導入に合わせまして、指定管理者による管理や事業者の指定、公表等、さまざまな制度導入に合わせた必要な規定を第16条から第21条まで整備するものです。

次に17ページをご覧ください。ここからはまた新たな新旧対照表となっております。

第4条は先程ご説明しましたとおり休園日を規定するものです。平成27年4月から指定管理者制度導入を予定しておりまして、現在年末年始と水曜日を学園の休園日としておりますが、制度を導入してからは利用機会の拡大のため水曜日も開園することとし、水曜日の部分を削除いたします。

第4条につきましては施行日が先にご説明したものと異なっております。2段階で施行日を設定するためこのような新旧対照表のスタイルとなっております。

次に条例の施行日です。新旧対照表の9ページから15ページまで、初めに説明したところにつ

きましては公布の日から、今ご説明した17ページの部分につきましては平成27年4月1日といたします。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますか。

○綱川委員 いま公布の日からと言われましたが、公布の日というのはいつになるのでしょうか。区議会で認められた日ということですか。区議会でこの条例が通って公布の日を決めるわけですね。しかし第2条の規定は平成27年4月1日と書いてあります。日付が入れてありますよね。これは、もし前の方が決まらなかったらどうなるのですか。ここだけ最初から日付を入れてしまっているのですか。

○学務課長 今回の一部改正条例は、区議会でご審議いただいて議決いただければ、議長が区長に対して議決通知を送付し、20日以内に公布をしなければいけないという地方自治法の定めがございますので、それに基づいて公布する日がある程度決まってまいります。そこが冒頭申し上げました第1条関係の見込みとなるということです。

○事務局次長 条例が議会で認められなければ廃案となって出し直しということになります。今回は資料19ページの(5)についてのみ議決された直後に事務的な作業を終えて公布の日を決めるわけですが、(5)だけはそのときに効力を発してはいけないので、後の4月1日、具体的には指定管理の例なのですけれども、決めていくということです。ですからそこには矛盾は生じない仕掛けになっています。議案として出すからにはこの流れでということも含めて出しているのです、もしだめになればもう一度出し直すことになります。

○小島委員長 よろしいですか。

○澤委員 15ページに「この条例中第1条の規定は公布の日から」とありますが、第1条というのは港区立箱根ニコニコ高原学園条例の第1条のことですか。

○学務課長 分かりにくいのですが、ここでの第1条というのは1ページ2行目の第1条、ここを指します。条例第1条ではなくて、改正する全体を第1条、第2条と分けております。

○綱川委員 議案の第1条ですよ。

○学務課長 議案の第1条ということです。ここが非常に分かりにくいので、新旧対照表の方で説明させていただきました。

○澤委員 そうすると議案の第2条というのは、水曜日を休園日でなくすというものを指すことになるわけですか。

○学務課長 そのとおりです。

○澤委員 分かりました。

○小島委員長 それでは採決に入ります。

議案第7号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第7号については原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第8号 港区社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例について

○小島委員長 続きまして、議案第8号「港区社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例について」。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、議案第8号「港区社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。資料ナンバーの4をご覧ください。1ページ目が議案の案文、2～3ページ目が新旧対照表、4ページが概要となっております。

概要のところがございます改正理由、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係の法律の整備に関する法律」により、社会教育法の一部の改正が行われました。これまで法律で定めていた社会教育委員の委嘱の基準が削除されるとともに、その委嘱の基準が文部科学省令で定める基準を参酌して各地方公共団体の条例で定めることとされたため、関係の規定を整備いたします。

別紙として添付しておりますA3の資料をご覧ください。上段が現行の規定となっております。社会教育法第15条の2項で社会教育委員の構成を規定しており、「社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する」という規定がございます。

この規定を受けまして港区では、資料の右側に記載しております港区社会教育委員の設置に関する条例で、委員の定数、任期などを規定しております。

中段をご覧ください。平成23年11月29日閣議決定をされました「義務付け・枠付けのさらなる見直しについて」の中の「職員等の資格・定数等」で社会教育法が対象となりました。委員の資格については条例に委任する。条例制定の基準については参酌すべき基準とするということが決定されました。

その後、資料中段右側にあります「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」第3次一括法で74の法律が一括で改正され、この中に社会教育法も含まれておりました。

その中で、公布の日はそれぞれ定められておりましたが、地方自治体の条例や体制整備が必要なものについては26年4月1日に施行されるという規定となっております。

下段をご覧ください。こうした流れを受けまして改正された条文です。社会教育法第15条は「社会教育委員は、教育委員会が委嘱する」との規定に改正されております。

そして第18条に「社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする」という文章が加えられました。

次に文部科学省の省令です。これまで社会教育法で定めていた内容が、文部科学省令の第1条で規定されており、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から委嘱することとする」という基準が示されております。

資料2ページ目の新旧対照表をご覧ください。改正の内容です。港区社会教育委員の設置に関する条例の第2条を「委嘱の基準」としまして、今回、文部科学省令で定められた基準を委嘱の基準とするものです。以降は、条文の番号を変更する改正をするものです。

あわせて第4条の中の「おく」という表記を漢字表記に改めます。また「第4条」を「第5条」に変えますが、その際「港区教育委員会が定める」を「港区教育委員会規則が定める」と文言をあわせて修正いたします。

裏面3ページをご覧ください。付則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行すると定めるものです。

社会教育委員の職務などを確認していただくため、参考資料として社会教育法の社会教育委員に関する箇所の抜粋、他区の社会教育委員の会議の設置状況などを添付させていただきました。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○小島委員長 今の資料の3ページに「この条例は、平成26年4月1日から施行する」と書いてあります。先程の件は分けてしまったから第何条などという話が出ましたが、これは全て施行するのだから問題が出ないわけですね。

何かご質問ございますか。

生涯学習推進課長の守備範囲ではありませんが、国は何でこんなややこしいことをやったのでしょうか。結局同じですね。条例案第二条の「学校教育及び社会教育の関係者」、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」、「学識経験のある者」、これらは改正前と同じですね。

○生涯学習推進課長 実質的には条例の中で規定するもので変更はございませんが、義務付け・枠付けの見直しの中で、地方公共団体の自治事務について国が縛っていたものを各自治体、各地方公共団体に任せるということで改革を進めてきたものの一環です。

○小島委員長 これが地方公共団体独自の考えで、ここを自由に決めなさいというのなら改革しても意味があるのですが、同じでは何のために改革したかよく分からないように思います。守備分野でないことを失礼しました。

生涯学習推進課長から議案第8号について説明をいただきました。よろしいですか。

それでは採決に入ります。

議案第8号については原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第8号については原案どおり可決することと決定いたしました。

日程第3 教育長報告事項

1 平成26年度第1回港区奨学生の選考結果について

○小島委員長 続きまして日程第3、教育長報告事項に入ります。

「平成26年度第1回港区奨学生の選考結果について」。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 では教育委員会資料のナンバー1をご覧ください。平成26年4月から進学される方

の奨学生の募集を行った結果をご報告するものです。

資料1の記書きをご覧ください。昨年の11月11日から12月10日までの期間で募集を行いました。また募集方法につきましては、区内の公・私立中学校、区内の公・私立高等学校及び隣接区内の公立高校の生徒さんには、学校を通して募集案内や書類配布を行っております。またその他の方には、『広報みなと』や港区ホームページを見ていただいて申し込んでいただくことになっていきます。募集案内等は教育委員会事務局の庶務課や各地区の総合支所、図書館で配布を行っております。募集案内は港区ホームページからも印刷できるようにしています。

募集後、本年1月15日水曜日に奨学資金運営協議会を開催し、今回の応募者について運営協議会における協議を経た結果、全員が採用候補者とされました。

それでは上の表の一番右、26年度の第1回のところをご覧ください。高校等に希望された方が24名、大学等に希望された方が15名で、審査の結果応募者全員が採用候補者となっています。

25年度の第1回のところをご覧くださいますと、高校等のところの応募者が19名で、審査対象者が18名となっています。これは申し込みをされた後、審査までの間に1名の方が辞退をされたためです。

また下の方に記しておりますが辞退者が毎年何名かいます。辞退者に関しては、ご本人がほかの奨学金を申し込まれたり、また奨学金の必要がなくなったという方もいらっしゃいますので、このような結果となっております。

今回は39名の方に説明会を開いた後に奨学資金の申し込みの受け付けを行います。

簡単ではございますが報告は以上です。

○小島委員長 ただいまの庶務課長の説明に対して何かご質問ございますか。

○澤委員 この結果についてではありませんが、場合によっては非常に微妙なケースがあります。奨学生の採用基準を当てはめると不採用になってしまいますが、家庭の状況を勘案すると採用でいいのではないかという場合もあります。今回は特にそういう難しい判断はなくて、全て基準を満たしていたのですか。

○庶務課長 実は大学等への申し込みをされた方の中で、家庭の経済状況の基準で基準所得額を満たしていることが要件としてあるのですが、その基準所得額を10万円上回っている方がいらっしゃいました。家庭の状況、通学条件などを勘案していただきまして、奨学資金運営協議会では採用すべきとの結論をいただきました。

○澤委員 確か25年の奨学生で不採用という方がいました。家庭の所得は高かったものの兄弟が多く、これだけお子さんがいるといくら所得が高くても生活はきびしいのではないかと思える方でした。ただ申し込まれたのが第1子であり、基準所得を大きく上回っているので不採用にせざるを得ず、しかし2番目、3番目のお子さんが申し込まれたときはそのときに考えようというような判断がされたこともあります。ただ数値だけで判断するのではなくて、家庭の状況も斟酌して決定していただくというのは大事なことだと思います。

○小島委員長 ほかに何か質問ございますか。

それではこの案件はこの程度とします。

2 生涯学習推進課の2月事業予定について

○小島委員長 続きまして「生涯学習推進課の2月事業予定について」。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは「生涯学習推進課の2月事業予定について」ご報告いたします。資料ナンバーの2をご覧ください。

2月の事業予定としてラグビー教室を4回、フィットネス教室と、通常の手組みとなっております。

報告は以上です。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますか。

○綱川委員 毎月東北のいわきの「がんばっぺ」というものが出ていたと思うのですが、今回はないのですか。

○生涯学習推進課長 2月につきましては、被災者物産展はお休みとなっております。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

この件はよろしいですか。

3 田町駅東口北地区公共公益施設の工期延長に伴う港区スポーツセンターの開設時期の変更について

○小島委員長 それでは続きまして「田町駅東口北地区公共公益施設の工期延長に伴う港区スポーツセンターの開設時期の変更について」。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、田町駅東口北地区公共公益施設の工期延長に伴う港区スポーツセンターの開設時期の変更につきましてご報告いたします。資料ナンバーの3をご覧ください。

田町駅東口北地区公共公益施設、愛称「みなとパーク芝浦」新築工事の工期延長に伴い、港区スポーツセンターの開設を延期するものです。

資料の1「開設時期を変更する施設」にありますとおり、対象は施設内の港区スポーツセンターです。

2の「工期の延長」をご覧ください。新築工事の工期を平成26年6月18日までとしていたものを、平成26年10月17日まで4カ月延長をいたします。

次に3の「開設スケジュール」ですが、工期の延長に伴い施設の開設予定日を平成26年7月22日の火曜日から平成26年12月22日月曜日に変更いたします。

次に4の「周知方法」です。資料記載のとおり、既に1月17日に報道発表と区の公式ホームページに掲載をしております。今後『広報みなと』（2月11日号）や、各施設にポスター等を掲示し、区民、利用者の皆様に丁寧に周知を図ってまいります。

5の「その他」です。平成25年10月22日の教育委員会で報告をいたしました、スポーツセ

センターのロッカーの購入につきましては、開設時期の変更に伴い契約変更の手続をこれから行います。

資料の2枚目をご覧ください。田町駅東口北地区公共公益施設を所管する区議会のまちづくり子育て等対策特別委員会が1月23日に開催されており、施設の総合調整を行う芝浦港南地区施設整備担当がそこで報告をした際に使った資料です。工期延長の経緯が記載されております。参考のため添付いたしました。

まず1の「経緯」です。田町駅東口北地区公共公益施設「みなとパーク芝浦」は、平成24年4月1日の工事再開以来、予定どおり工程を進めてまいりましたが、昨年12月11日、施工者である鹿島建設株式会社を代表企業とする異業種建設共同企業体から区に対し、東日本大震災後の技能労働者不足等を理由として4カ月の工期延長の申し出がありました。

工事の進捗状況は工事再開以来、週及び月ごとの定例会議で施工者から区に報告をさせております。今年度に入ってから遅れが認められる工程の原因を明らかにすること、遅れを回復する手段を提示することの2点を再三施工者に求めてまいりました。しかし施工者からは工程を見直すことで期日どおり竣工できる旨の報告がありました。

12月20日、鹿島建設株式会社東京建築支店長から港区長に対し、直接4カ月の工期延長の依頼がございました。しかし残す工期が6カ月となるこの時期になっての申し出はあまりにも突然で理解しがたく、また東日本大震災以後の技能労働者不足等を原因とする遅延理由は責任が曖昧で納得できるものではないことから、あらゆる手段を講じて現在の契約工期を守るよう同支店長に対し強く申し入れを行いました。

その後施工者側との協議を重ね、年明け1月14日、支店長から港区区長あてに対し改めて工期延長の依頼がありました。これとあわせて、工事遅延は鉄骨工事のおくれなど施工者の工事管理上の問題と、これに技能労働者不足等が重なったものであることを認めた上で、区に対し真摯な謝罪があったことと、工期延長に伴う本事業及び関連する開発事業への影響について今後誠意を持って協議・対応すること、延長後の工期を厳守することを約束する旨の回答がありました。区としては、建物の品質確保及び工事の安全確保の観点から工期延長の申し出を受け入れざるを得ないと判断し、これに伴う新施設の開設スケジュールを見直すことといたしました。

2の「工期の延長」につきましては資料ナンバー1で申し上げたとおりで、契約変更の手続、契約変更の根拠については資料記載のとおりです。また遅延違約金及び損害賠償については、契約約款に基づき今後も継続して協議することとしております。

「田町駅東口北地区公共公益施設の工期延長に伴う港区スポーツセンターの開設時期の変更について」のご報告は以上です。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問等ございますか。

○綱川委員 スーパーゼネコンの鹿島建設が4カ月遅れたということで、建築を生業とする立場として、これはやはり相当恥ずかしいことです。朝日中学校区白金の丘学園の工事も進行中だと思いますが、ここも同じようなことに見舞われるかもしれません。この中学校の場合は平成27年4月

に新しい学校として開校することが決まっていますので、細心の注意を払ってやっていただきたい
と思います。今の進捗状況をここで報告していただけますか。

○**学校施設担当課長** 委員ご指摘のとおり、社会的な情勢で職人が不足しているという状況はござ
います。したがって、スポーツセンターの件と同様の事態が起きる可能性は否定できません。

施設課の方でこちらと同じように毎週定例会議をやっておりまして、その中で工程管理をしっか
り見極めるとともに、月1回の総合定例において、教育委員会としても「遅れのないように工期は
しっかりと守っていただきたい」という旨は伝えております。

現在は50%程度の工程進捗状況ということで、ほぼ予定どおり進んでいると伺っております。
引き続き注意を払いながら工程管理に努めてまいります。

○**綱川委員** 延長の経緯について鹿島建設からの報告が記されていますが、ずっと「大丈夫だ」と
言っていて6カ月前になって急に4カ月遅れるということになったわけですから、最悪の場合も考
えなければいけませんし、その場合は子どもを巻き込むこととなりますので、よろしく願いた
いと思います。

それとスポーツセンターですけれども、直接教育委員会には関係ないと思いますが、新聞紙上で
本体の遅れだけではなくて、実は外溝工事についても不調で施工するところがないというような報
道がありましたが、そちらの方は大丈夫なのですか。

○**生涯学習推進課長** 昨年の5月から8月にかけて3回入札の手続を行っておりますが、いずれも
不調となっています。4回目の手続を進めておりましたが、今回の件がありましたので、それはス
トップをかけている状況と聞いています。現在再度出す準備を進めていて、工程としては今回4カ
月延びたことに合わせて完了するのを見込んで取り組むと聞いております。

○**綱川委員** 東北の被災、あと原子力の問題もあって建築業界はみんな向こうに持っていかれてし
まっているのですが、あと数カ月たつとオリンピックの施設が設計施工で発注になるということも
あります。今までは設計と施工というのは分離していたのですが、工期を短くするために一緒にす
るということで、やはりこういう公共の投資が出ると相当持っていかれてしまって、これからは工
期が延びる、工事金も上がるというようなことがあると思います。教育委員会としても赤羽小学校
の改築、教育センターの移築、白金の新郷土資料館と計画が入っていますが、費用も上がり工期も
見極められない状態になると思いますので、真価の見せどころだと思います。よろしく願いた
します。

○**小島委員長** それではこの件はよろしいですか。

4 港区立図書館基本計画の見直しに伴うアンケートの実施について

○**小島委員長** 続きまして、港区立図書館基本計画の見直しに伴うアンケートの実施について。図
書・文化財課長、説明をお願いします。

○**図書・文化財課長** 「港区立図書館基本計画の見直しに伴うアンケートの実施について」、教育委
員会資料ナンバー4を使いましてご説明させていただきます。

本日の委員会の審議事項1でありましたように、教育ビジョンの策定をすることとなり、これにあわせまして個別計画である図書館基本計画についても見直すこととしました。この見直しの基礎資料とするため、図書館利用者及び港区在住・在勤・在学者に対し本年2月から3月にかけてアンケート調査を実施することといたしました。

まず図書館利用者につきましては、例年行っております利用者アンケートを利用することといたします。昨年は2月25日から3月10日にかけて実施いたしました。図書館を利用された方に直接アンケート用紙をお渡しし、書いていただく方式となっております。

今回基本計画の見直しもございますので、図書館利用者以外の方についても広く意見を求めるために、港区の在住・在勤・在学者の方に対しては区長室広聴担当で行っておりますインターネットアンケートを利用することといたしました。

調査の内容につきましては資料の5の「調査項目」のとおり、図書館サービスの満足度や重要度、読書の量、また自由に意見をお書きいただくこともしたいと思っております。

サンプル数につきましては、資料の2の「対象」に記載のとおり図書館利用者（予定数1,000件）となっております。昨年の利用者調査、図書館での窓口調査では、約3,000枚の用紙を配布し約1,500件の有効回答をいただきましたので、今回についても有効回答1,000件を目標とし、インターネットについては合わせて500のサンプル数を目標にアンケートの方を実施してまいりたいと思います。

以上、報告させていただきます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

よろしいですか。

それではこの案件はこの程度とします。

5 図書館・郷土資料館の2月行事予定について

○小島委員長 次に「図書館・郷土資料館の2月行事予定について」。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 図書館及び郷土資料館の2月の行事予定につきまして、教育委員会資料ナンバー5でご説明させていただきます。

まず図書館では、映画会7回、シネマクラブ1回と恒例のものが続きまして、おはなし会19回、ブックスタート、その他としましてDVDシアター等を予定しております。

続きまして資料4ページの郷土資料館の予定表ですが、学校のカリキュラム上、2月の時期に区の歴史の勉強をすると聞いておりまして、麻布小学校、芝浦小学校、御成門小学校の3年生が郷土資料館に見学の申し込みをされていると聞いております。

2月の展示として郷土資料館では慶應義塾大学所蔵考古資料展を開催しており、犬の骨を飾っております。ご都合がよろしければこちらの方もぜひご覧になっていただければと思います。

以上、ご報告させていただきます。

- 小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問がございますか。
- 澤委員 資料に埋葬犬骨と書いてあるということは、明らかに人間が葬った骨ということですか。
- 図書・文化財課長 この間見に行きましたが、犬の頭の骨、頭骨でした。慶應義塾大学が発掘した最古の埋葬犬骨ということで、きちんとペットのように埋葬された犬の骨だと聞いております。
- 澤委員 勉強不足ですが、何年ぐらい前ということになるのですか。
- 小島委員長 縄文時代といっても結構幅がありますね。
- 澤委員 もうそのころから飼い犬というのがいて、埋葬されていたということですね。
- 小島委員長 人間にとって一番の友だちは犬だということですか。
- 澤委員 私が聞くところでは、猫は古代エジプトの時代に穀物をネズミが荒らすので、それで非常に貴重な動物になったということです。紀元前2000年、4000年以上前なのですから、人間と猫とのかかわりもそのころからあったようです。
- 小島委員長 犬は狩猟のときに連れて行ったようですね。
- 澤委員 猫よりもっと昔なのでしょうね。
- 図書・文化財課長 こちらは初公開だそうです、慶應大学の学生、またその関係者の方も連日おいでいただきまして、賑わいを見せております。
- 小島委員長 この件はよろしいですか。

6 2月指導室事業予定について

- 小島委員長 次に「2月指導室事業予定について」。指導室長、説明をお願いします。
- 指導室長 それでは資料ナンバー6でご説明いたします。

まず直近で教育経営協議会がございます。これは校・園長会の方で研究していただきました1年間の取り組みを発表していただくということで、2回に分かれております。1回目が2月4日火曜日、2回目が2月7日金曜日です。校長先生方の発表を聞いて、その後指導・講評ということで目白大学の小林先生にご指導いただきます。この後、統括の方から冊子等でご案内させていただきますので、お時間ございましたらぜひご参加いただきたいと思いますと思っております。

2月9日には味の素スタジアムで第5回東京駅伝大会が開催されることになっております。例年3月に行っていたものをスタジアムの関係で早めたということで、この日に開催予定となっております。

あとは研修会等がつながっております。いよいよ研修会もまとめの時期ということで、さまざまな講習、研修など行われる予定です。

説明は以上です。

- 小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

室長、研究発表というのがいっぱいあるのですが、今までは研究発表の項目など、こういう研究発表だという主題か何かをここに記載していませんでしたか。

- 指導室長 研究発表は何種類かありまして、学校が取り組むものについてはそれぞれ研究主題を

設けてやっておりますので記載しております。ただここに載っております研究発表の多くは、いわゆる教育研究会が取り組んだもので内容が多岐にわたっております。教科に分かれてやる研究が中心ですので共通点はございますが、それぞれ教科で研究した内容を小学校・中学校・幼稚園それぞれ発表するということです。

○澤委員 委員長の質問に関連しますが、去年は確かアカデミーの報告をしていただいたのですが、今回はそれとはまた違うのですか。

○指導室長 先程ご紹介いたしました4日の、それから7日の教育経営協議会、これがアカデミーごとの報告になっております。後ほど詳しくご案内させていただきます。

○澤委員 13日のWISC-IV知能検査というのはどのようなものなのでしょうか。

○指導室長 これはウイスクといいまして、ウイスク・フォーの検査です。子どもの発達を、言語性や動作性などさまざまな検査をすることによって、その子の課題が分かるという心理検査です。言葉の理解が遅いとか、あるいは物事を認知的に捉えるときに目で見ただけがこの子にとっては分かりやすいなど、比較的よく行われる検査です。それについて研修するということで特別支援教育の中ではよく行われています。

○小島委員長 ほかに何か質問ございますか。よろしいですか。

それではこの案件はこの程度とします。

7 平成25年度卒業式・修了式「お祝いの言葉」について

○小島委員長 続きまして、『平成25年度卒業式・修了式「お祝いの言葉」について』。指導室長、お願いします。

○指導室長 それでは「お祝いの言葉」についてです。この後読ませていただきますけれども、今年度は小学校では「アンパンマン」の作者やなせたかしさん、中学校は手塚治虫さんというテーマを設けました。昨年度小学校はパラリンピックの国枝選手、中学校はノーベル賞の山中伸弥「iPS細胞」、その前の年の小学校は滞在時間日本最長記録という内容で宇宙飛行士の古川聡さん、中学校は南極の観測隊、その前の平成22年度の小学校は「はやぶさ」、中学校はノーベル賞で根岸英一さんの「パラジウム」というちょっと難しい話でした。今年度はアニメというテーマを決めまして作成いたしました。卒業式の「お祝いの言葉」は多くの子どもが「あの人の話か」と具体的にイメージできることが大事ですので、そういった点からも選んでおります。

前置きが長くなりましたけれども、幼稚園から順番に読んでまいります。

「お祝いの言葉」、まず幼稚園です。

皆さん、幼稚園の修了、おめでとうございます。

先程〇〇園長先生から名前を呼ばれて、修了証書を受け取られた皆さん一人ひとりの姿はとても立派でした。園長先生のお話も顔をしっかりと見て聞くことができました。今までの生活を通して、皆さんがしっかりとしたお兄さん、お姉さんに成長したことが伝わってきました。

皆さん、〇〇幼稚園で楽しい思い出がたくさんできたでしょうか。

皆さんは、毎朝おうちの方と手をつなぎ、「おはようございます」と元気なあいさつをして幼稚園に通いました。片付けや当番の仕事など、進んで自分のことは自分でしたり、年下の友だちに優しく接したりすることができるようになりました。なわとびやこま回しなど、少し難しいことにも繰り返し挑戦しました。

友だちと協力して取り組んだ劇や合奏、力いっぱい走った運動会など、忘れられない思い出がたくさんできましたね。

これまで、みんなが力を合わせて頑張ってきたので、〇〇幼稚園はますます明るく楽しい幼稚園になりました。

4月から皆さんは小学校1年生です。小学校では国語や算数など色々な勉強をしたり、広い校庭では運動をしたりします。お昼にはおいしい給食を食べます。わくわくドキドキするような楽しいことが皆さんを待っています。新しい友だちとの出会いも楽しみにして、たくさん遊び、たくさんのことを学んで、元気な1年生になってください。

さて保護者の皆さん、本日はお子様の幼稚園修了、誠におめでとうございます。ご家庭で愛情を注いで育ててこられたお子様の晴れの姿に、胸を熱くされたことと思います。

子どもたちの心豊かで健やかな成長は、ご家庭の愛情はもちろんのこと、PTA並びに地域の皆様、関係の皆様の温かいご理解とご支援、ご協力のおかげです。心から御礼申し上げます。

結びに、本日まで園児を教導いただきました〇〇園長先生を初め、教職員の皆様に深く感謝申し上げます、お祝いの言葉といたします。

○小島委員長 この内容について今日はどの程度議論するのでしょうか。

○指導室長 本日はただこういう案をつくりましたという報告だけで、議論は次回させていただく予定にしております。

○小島委員長 分かりました。引き続き小学校をお願いします。

○指導室長 小学校です。

お祝いの言葉。

卒業生の皆さん、本日ここに小学校6年間の全課程を修了され、晴れて卒業のときを迎えられましたことを、心からお慶び申し上げます。

ただいま皆さんは校長先生から一人ひとり卒業証書を受け取りました。皆さんの凛々しい表情から、卒業の日を迎えた喜びと、これからの中学校生活に対する大きな期待を感じました。

保護者の皆様、お子様のご卒業、誠におめでとうございます。大きく成長されたお子様の姿をご覧になり、喜びもひとしおのことと思います。

ここで、新たな生活に向かって羽ばたく卒業生の皆さんに、港区並びに港区教育委員会より、一言お祝いの言葉を贈りたいと思います。

今年は、日本最初の本格的な連続テレビアニメが登場して50年の節目の年になり、また、幼児から大人まで人気を誇る番組「それいけ！アンパンマン」が放映されて26年目となります。その作者として知られる漫画家やなせたかしさんについてお話ししたいと思います。

やなせさんは、子どものころから絵を描くことが大好きで、デザイナーとして会社に就職した後、34歳で漫画家として独立しました。しかし本業の仕事に恵まれず、頼まれた舞台演出や雑誌編集など自分の描いた夢とは異なる仕事を行う日々でした。それでもやなせさんはあきらめず夢を持ち続け、仕事に励み、54歳のとき「アンパンマン」が誕生しました。当時はなかなか作品が評価されませんでした、「生きることのすばらしさ」や「傷ついても正義を貫くたくましさ」などさまざまなメッセージを込め作品をつくり続けました。その結果、作品のすばらしさが幼児を中心に次第に広がりを見せ、幼稚園や図書館では「アンパンマン」の絵本は何度も何度も繰り返し読まれるようになりました。

平成23年、92歳になったやなせさんが引退しようと決心したその3月に、東日本大震災が起きました。震災から3日後、ラジオ番組で「アンパンマンのマーチ」のリクエストがかかりました。ある避難所では曲が流れると子どもたちは笑顔で大コーラスを始め、大人たちは「まだまだ頑張らなくては」と励まされ自然と涙がこぼれたそうです。やなせさんはこのニュースを聞き、「僕にできることは、心に傷を負った子どもたちを元気づけ、励ますことなんだ」と改めて気づき、すぐに激励のポスターを送り、チャリティーコンサートを開くなど、漫画家として最後の最後まで被災児童の支援に力を尽くされました。

さて、卒業生の皆さんは、将来自分が就きたい職業について、あるいは社会のために自分の力を発揮したいなど、色々な夢や希望を抱いていることと思います。今紹介したやなせさんの生き方は、私たちに「信念を持ち一生懸命取り組むこと」「最後の最後まで全力で生きることのすばらしさ」という貴いメッセージを伝えてくれています。強い意思を持ち、あきらめることなく目標を達成するために今自分にできる努力を続けてください。辛いときや悩むときもあるでしょうが、夢を夢として終わらせることなく、きっと実現できる日が来ると信じて、これからの道を進んでいってください。

結びになりましたが、〇〇校長先生を初め教職員の方々と、本校の教育活動に惜しみないご協力とご理解を賜りましたPTA並びに地域の皆様に心より感謝を申し上げますとともに、〇〇名の卒業生の皆さんのご健康とご活躍を心からお祈りし、お祝いの言葉といたします。

〇小島委員長 では続いて中学校もお願いします。

〇指導室長 中学校、お祝いの言葉。

卒業生の皆さん、ご卒業おめでとうございます。本日ここに義務教育9年間の全課程を修了され、晴れて卒業のときを迎えられましたことを、心からお慶び申し上げます。

ただいま、皆さんは校長先生から中学校3年間の課程を修了した証である卒業証書を受け取りました。皆さんの清々しい表情からは、卒業の日を迎えた喜びとこれからの人生に対する大きな期待が満ちあふれており、その堂々とした姿は頼もしいかぎりです。

保護者の皆様、お子様のご卒業、誠におめでとうございます。立派に成長されたお子様の姿をご覧になり、喜びもひとしおのことと思います。

ここで、新たな進路に向かって羽ばたく卒業生の皆さんに、港区並びに港区教育委員会より一言

はなむけの言葉を贈りたいと思います。

今年には日本最初の本格的な連続テレビアニメが登場して50年の節目の年になり、その始まりは手塚治虫さんの人気漫画を原作とする「鉄腕アトム」と言われています。「鉄腕アトム」から半世紀で日本は世界有数のアニメ大国となり、多くの作品が外国で放映されるなど、世界から注目を浴びる日本の文化の一つとなりました。

今日は「鉄腕アトム」の原作者である手塚治虫さんのことをお話しします。

手塚治虫さんは、ほかにも「ジャングル大帝」や「ブラックジャック」などの作品を発表し、広く親しまれています。また「仮面ライダー」の原作者石ノ森章太郎さんや「ドラえもん」の原作者藤子不二雄さんのアニメや漫画の製作にも影響を与えたことで知られています。

手塚治虫さんはたくさんのお言葉を残していますので、将来皆さんが社会人として活躍することを願い、二つ紹介します。

一つ目は「人を信じよ。しかし、その百倍もみずからを信じよ」という言葉です。漫画を通じて、常に新しい試みに挑戦し作品をつくり続けた力は、自分を信じるのが大切だというメッセージを伝えています。皆さんにも、自分で考え決断し、そして行動する場面はこれからたくさん訪れます。自分を信じて決断したことは納得できるものです。自分で選んだ進路に対して目標を見失わず、熱意を持ち、自分を信じて前へ一歩一歩進んでください。

二つ目は「一流の映画をみろ、一流の音楽を聞け、一流の芝居を見ろ、一流の本を読め。そして、それから自分の世界を創れ」という言葉です。これは手塚治虫さんが漫画家を目指して上京した青年に話した言葉です。皆さんにも将来の夢や目標があると思います。その夢や目標を達成するために、自分の好きなことや専門の分野を磨くだけでなく、ほかのことにも広く関心を向けることでさらに世界が広がり、新しいものが発想できたり、今あるものを超えるきっかけとなることがあると思います。港区にはコンサートホール、美術館、博物館など素晴らしい文化芸術施設が幾つもあり、手塚治虫さんのメッセージのように、一流のものに触れたり、見たり、体験したり、感じたりすることで自分の知識や可能性を広げることができます。

どうか皆さんも港区立〇〇中学校で学んだ力を基礎にして、自分の適性を見極め、目標を見失わず、熱意を持って粘り強く取り組むとともに、将来の夢に向かって見識を広めながらたくましく未来を切り開いていってください。

結びになりましたが、卒業生を今日まで愛情を持ってご指導いただきました〇〇校長先生を初め教職員の方々と、本校の教育活動に惜しみないご支援とご協力を賜りましたPTA並びに地域の皆様に心より感謝を申し上げますとともに、〇〇名の卒業生の皆さんのご健康とご活躍を心からお祈りし、お祝いの言葉といたします。

〇小島委員長 今日は室長からお祝いの言葉をご披露いただいた程度で終わりとし、次回具体的に検討いたします。

本日予定している案件は全て終了しました。庶務課長、ほかに何かございますか。

〇庶務課長 特にございませぬ。

「閉 会」

○小島委員長 なければこれもちまして閉会といたします。次回は2月13日木曜日、午前10時からの予定です。よろしくお願いいたします。

(午後4時50分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小 島 洋 祐

港区教育委員会委員 永 山 幸 江